年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 16件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年6月から同年9月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年12月まで

私の祖母は、私が20歳になった平成6年*月頃に、私の国民年金の加入 手続を行い、加入手続後の私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、22 歳頃に就職した際に、厚生年金保険に加入していたと思っていたが、勤務先は厚生年金保険の未適用事業所であったため、私の祖母が、後からまとめて私の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった平成6年*月頃に、その祖母が国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人が当時居住していた市の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立期間のうち、8年6月から同年9月までの期間については、保険料は納付済みであることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年6月から同年9月までの期間については、申立人のオンライン記録によると、同年6月に「厚生年金等加入」を理由として、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、i)申立期間当時、申立人が勤務していた事業所は、厚生年金保険の未適用事業所であったこと、ii)申立人は申立期間に、厚生年金保険や共済組合等の他の被用者年金制度に加入した形跡もないことから、申立人が当該期間の国民年金の被保険者資格を喪失する事情はうかがえない。

さらに、申立人の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその祖母は、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、60歳に到達

するまで保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの期間については、申立人が当時居住していた市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、当該期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその祖母は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成8年6月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

神奈川国民年金 事案 7009

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 54 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和51年4月に、私の母親が、区役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が集金人に、又は金融機関で1か月当たり3,000円ぐらいの保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿は破棄され、 国民年金保険料の納付状況は確認できないものの、その後、転居した市の被 保険者名簿によると、申立期間及び昭和 54 年度の保険料については、 「納」と記載されていることが確認できる上、同年度の保険料については、 オンライン記録でも納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和53年12月と推認でき、その時点で、第3回特例納付の実施期間に該当し、申立期間は、特例納付及び過年度納付等により保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人は、国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが年金手帳により確認できるとともに、申立期間以降は、任意で加入している期間も含めて、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 7010

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年11月まで

私は、平成3年6月頃に、国民年金の加入手続及び同年5月から4年3 月までの国民年金保険料の免除の申請を大学生時代に居住していたA市の 市役所で行った。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、平成4年12月頃に、遡ってまとめて納付した。納付した場所については、市役所又は社会保険事務所(当時)だと思うが、定かではない。

母親から、申立期間以降の国民年金保険料を納付するように勧められ、 私は、免除の申請を行った後の時期に、保険料を2回遡ってまとめて納付 したことを憶えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに 納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月頃に、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請を行ったと主張しているところ、i)申立人の戸籍の附票により、申立人は同年同月にA市に転入していることが確認できること、ii)申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、当該市を管轄する社会保険事務所のものであること、iii)申立人の国民年金の免除の申請日は同年同月 13 日であることがオンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月と推認されるため、申立人の国民年金の加入手続時期等についての主張と一致する。

また、申立人は、国民年金保険料の免除の申請を行った後の時期に、保険 料が未納になっている期間について、2回遡ってまとめて納付したと述べて いるところ、オンライン記録において、申立期間直後の平成4年 12 月から6年2月までの保険料が7年1月に過年度納付されていることが確認できることから、もう1回の過年度納付が申立期間に係るものであったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、申立人が、8か月 と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然と考え られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 48 年 11 月 11 日から同年 11 月 13 日までの期間について、申立人のA社(現在は、B社) C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 11 月 11 日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月11日から同年11月13日まで

② 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

③ 昭和55年7月28日から同年8月1日まで

④ 昭和55年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和48年3月27日から50年3月31日まで、A社でD職として継続して勤務していた。申立期間①については、同社本店から同社C支店へ転勤しただけなので、厚生年金保険の記録がつながるように、同社C支店に係る資格取得日を48年11月11日に訂正してほしい。申立期間②については、同社に係る退職日が50年3月31日なので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

また、昭和55年7月28日から同年11月30日まで、E社(現在は、 F社)でG業務に従事していた。申立期間③については、資格取得日を 同年7月28日に訂正してほしい。申立期間④については、退職日が同 年11月30日なので、資格喪失日を同年12月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管する申立人の人事記録、H厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の記録によると、申立人が、当該期間において、A社に継続して勤務(昭和48年11月11日に、同社本店から同社C支店に異動)していたことが確認できることから、申立人の同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年11月11日であると認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和50年3月31日までA社C支店に勤務していたと主張している。

しかしながら、上記の人事記録及び雇用保険の記録によると、申立人の 退職年月日及び離職日は昭和50年3月30日となっており、オンライン記録と符合している上、複数の同僚に照会したものの、申立人の退職日が同年3月31日であったとの供述を得ることはできなかった。

また、H厚生年金基金の加入記録によると、申立人の資格喪失日は昭和50年3月31日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人から提出された昭和 50 年3月分の給料明細書によると、1か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、B社は、「昭和 50 年3月分の給料明細書で控除している1か月分の保険料は、同年2月の保険料である。」と回答している。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が、当該期間において、E社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社で昭和 55 年中に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 103 名のうち 98 名の資格取得日が各月の1日付けであるところ、資格取得日が申立人と同日の同年8月1日である6名のうち、雇用保険の記録が確認できた5名全員が、同年7月中に雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間③当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間④について、申立人は、昭和 55 年 11 月 30 日までE社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は昭和 55 年 10 月 29 日となっている上、複数の同僚に照会したものの、申立人の退職日を確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、複数の同僚の資格喪失日が、申立人と同様に、各月の末日付けであることが確認できるところ、これらの同僚に照会したものの、退職月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる供述及び給与明細書等の資料を得ることはできなかった。

さらに、F社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、 申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申 立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明 細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間②から④までにおける厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から④までに係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和63年12月から平成元年6月までは41万円、同年7月から同年11月までは47万円、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月から8年5月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月1日から平成8年6月30日まで 私は、A社に勤務していた。

申立期間の標準報酬月額が、報酬額(給与額)に見合う標準報酬月額 より低くなっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和63年12月から平成元年6月までは41万円、同年7月から同年11月までは47万円、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月から8年5月までは59万円とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成8年6月30日)より後の同年10月3日付けで、昭和63年12月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年10月までは8万円、同年11月から8年5月までは9万2,000円に引き下げられている上、申立人のほか1名の標準報酬月額についても遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人が取締役であったことが確認できるが、当時の事業主は、「社会保険事務は私が担当していた。当時、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所へ相談に何度か出向き、担当者から、すぐに納付することができないのであれば、従業員の標準報酬月

額を減額訂正して対応することを提案され、了承した。私が一人で社会保険事務所の担当者と相談して行ったことで、申立人は関与していない。」と供述していることから、申立人が、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を 行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報 酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和63年12月から 平成元年6月までは41万円、同年7月から同年11月までは47万円、同 年12月から6年10月までは53万円、同年11月から8年5月までは59 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から21年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録を、19年4月から同年8月までは20万円、同年9月から20年6月までは19万円、同年7月から21年8月までは22万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額 22 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保 険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年12月20日、20年7月20日、同年12月20日、21年7月20日及び同年12月20日に係る標準賞与額について、19年12月20日は19万6,000円、20年7月20日は40万4,000円、同年12月20日は26万2,000円、21年7月20日は41万1,000円、同年12月20日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から22年7月1日まで

② 平成19年12月20日

- ③ 平成 20 年 7 月 20 日
- ④ 平成 20 年 12 月 20 日
- ⑤ 平成 21 年 7 月 20 日
- ⑥ 平成 21 年 12 月 20 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①係る標準報酬月額の記録が、当時の支給額に見合っていない。また、申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録が無い。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、当該期間のうち、平成19年5月から同年11月までの期間及び20年1月から22年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、19年5月から同年8月までは20万円、同年9月から同年11月までの期間、及び20年1月から同年6月までの期間は19万円、同年7月から22年6月までは22万円であると認められる。

また、当該期間のうち、申立人の給与明細書が無い平成 19 年4月及び 同年 12 月の標準報酬月額については、同年 5 月、同年 11 月及び 20 年 1 月の給与明細書、並びに申立人に係る平成 20 年度市県民税課税照会回答 書に記載されている社会保険料控除額から、19 年4月は 20 万円、同年 12 月は 19 万円であると認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり給与明細書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月

20日は19万6,000円、20年7月20日は40万4,000円、21年7月20日は41万1,000円、同年12月20日は25万円であると認められる。

また、申立期間④に係る標準賞与額については、申立人に係る平成 21 年度市県民税課税照会回答書に記載されている社会保険料控除額から、26 万 2,000 円であると認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②から⑥までの標準賞与額に係る厚生 年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答 を得ることができず、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情 は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年6月13日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和33年6月13日から同年9月6日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年6月13日に、資格喪失日に係る記録を同年9月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については7,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から同年6月13日まで

- ② 昭和33年6月13日から同年9月6日まで
- ③ 昭和 45 年 6 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①及び②において、船舶D(A社)及び船舶E(C社)にF職として乗船しており、船員手帳に乗船記録が記載されている。また、申立期間③においては、船員手帳は海難事故で紛失したため所持していないが、船舶G(H社)にF職として乗船していた。

申立期間①から③までの期間において、確かに乗船していたのに船員 保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。調査の上、申立 期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間に、A社の船舶DにF職として乗船していたことが確認できる。

また、船舶Dの船舶所有者であるB社に照会したところ、「申立人は、申立期間①に船舶Dに乗り組んでおり、乗組員は乗船と同時に船員保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、船舶Dの同僚は、「乗船期間と船員保険の被保険者期間に相違は無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る船員保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する船員手帳に記載されている給料額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間に、C社の船舶EにF職として乗船していたことが確認できる。

また、申立期間②当時の船舶Eの先任の船長及び機関長は、「乗組員は、全員が船員保険に加入する取扱いであった。」と供述している。

さらに、上記の先任の船長及び機関長は、「船舶Eの乗組員は、全員で24名ないし25名であった。」と供述しているところ、申立期間②当時の船員保険被保険者名簿から確認できる被保険者数は、24名ないし26名であり、おおむね供述と一致することから、船舶Eの乗組員のほぼ全ての者が船員保険の被保険者であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持するC社における船員手帳の給料額の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり、事業主が保

険料を納付したか否かについて確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年6月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人が「乗船記録が記載されている船員 手帳は海難事故で紛失したが、その記録の控えから転記した。」として提 出した船舶Gに係る乗船記録から、申立人が当該期間において、H社が所 有する船舶Gに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③当時、申立人が勤務していたH社のあった都道府県は、I国の施政下にあり、J政府施行の船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者は、J政府施行の厚生年金保険法の適用を受け、厚生年金保険の被保険者となるとされていたものの、当該期間当時、同社が厚生年金保険及び船員保険の適用事業所となった記録は見当たらず、オンライン記録及び船員保険船舶所有者名簿によると、同社は、本土復帰時の昭和47年5月15日に厚生年金保険及び船員保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、H社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立 人が記憶している同僚の所在も確認できず、申立人の当該期間に係る船員 保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険の被保険者として、H社における申立期間③に係る船員 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年9月1日から21年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録を、19年9月から20年6月までは15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月から21年8月までは17万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成21年9月1日から22年7月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額(13万4,000円)に基づく厚生年金 保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年12月20日、20年7月20日、同年12月20日、21年7月20日及び同年12月20日に係る標準賞与額について、19年12月20日は15万7,000円、20年7月20日及び同年12月20日は32万3,000円、21年7月20日は23万5,000円、同年12月20日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から22年7月1日まで

② 平成 19 年 12 月 20 日

- ③ 平成20年7月20日
- ④ 平成 20 年 12 月 20 日
- ⑤ 平成21年7月20日
- ⑥ 平成 21 年 12 月 20 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時の支給額に見合っていない。また、申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録が無い。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、当該期間のうち、平成19年9月1日から22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、19年9月から20年6月までは15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月から22年6月までは17万円であると認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月20日は15万7,000円、20年7月20日及び同年12月20日は32万3,000円、21年7月20日は23万5,000円、同年12月20日は19万6,000円であると認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②から⑥までの標準賞与額に係る厚生 年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答 を得ることができず、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情 は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は60万円に、17年8月10日は55万円に、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日

- ② 平成15年12月17日
- ③ 平成16年8月10日
- ④ 平成16年12月15日
- ⑤ 平成17年8月10日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年8月8日
- ⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①から④までは 60 万円、申立期間⑤は 55 万円、申立期間⑥から⑧までは 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、納付したと述べているが、これを確認でき る資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立 期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料 の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録 がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所(当時)に対 して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所 は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで 年金事務所からの連絡により、申立期間に係る厚生年金保険の被保険 者記録が無いことが判明した。当該期間は、A社C工場が同社D工場に 統合されたことに伴い転勤した時期だが、同社に継続して勤務していた。 調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事カード、同社の社史、「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、上記の社史により、同社C工場は同年4月に移転した旨の記載が確認できる上、前述の労働組合の解散に係る文書により、申立人を含む同社C工場の23名の従業員が

同年4月1日付けで同社D工場労働組合へ編入した旨の記載が確認できることから判断すると、同社C工場は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年1月1日から同年12月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、同年2月及び同年4月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月1日から同年12月1日まで

- ② 平成 18 年 7 月 31 日
- ③ 平成19年1月17日
- ④ 平成19年7月31日
- ⑤ 平成19年12月28日

私は、平成14年1月21日から20年5月20日までA社で勤務していた。年金事務所から同僚の賞与の記録が訂正されたという書類が届いた。賞与を支給された記憶は定かではないが、同社に19年分の資料があると聞いたので、申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間①の標準報酬月額についても併せて調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬

月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 19 年2月、同年4月、同年6月 及び同年7月の標準報酬月額については、A社が提出した平成 19 年分給 与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる給与支給総額から、 同年2月及び同年4月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万 円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時) に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから 行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年1月、同年3月、同年5月及び同年8月から同年 11 月までの標準報酬月額について、上記の所得税源泉徴収簿から確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②から⑤までについて、A社は、「申立人は正社員ではなかったため、賞与を支給しなかった。」と回答しているところ、上記の所得税源泉徴収簿によると、申立人は当該期間において賞与を支給されていない。

このほか、申立期間②から⑤までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間②から⑤までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることは できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日及び同年12月17日は56万円に、16年8月10日及び同年12月15日は60万円に、17年8月10日は53万円に、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日

- ② 平成15年12月17日
- ③ 平成16年8月10日
- ④ 平成 16 年 12 月 15 日
- ⑤ 平成17年8月10日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年8月8日
- ⑧ 平成 18年 12月 20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までについて、支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賞与支給明

細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は56万円、申立期間③及び④は60万円、申立期間⑤は53万円、申立期間⑥から⑧までは48万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、納付したと述べているが、これを確認でき る資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立 期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料 の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録 がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所(当時)に対 して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所 は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで 私は、昭和45年3月23日にA社B支店にC職として就職して以来、 平成20年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務していた。厚生 年金保険の被保険者記録を見ると、同社B支店から同社D支店へ転勤し た際の申立期間が被保険者期間となっておらず、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和51年4月1日に、同社B支店から同社D支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年2月の社会保険事務所(当時)の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭 和 51 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同 年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を 資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 15 日から同年 12 月 16 日まで 私は、昭和 44 年 2 月 5 日に A 社へ入社し、途中、子会社へ出向して いた期間があるものの、平成 14 年 3 月 31 日まで勤務していたが、申立 期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期 間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 19 年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成 18 年 7 月 31 日、19 年 1 月 17 日、同年 7 月 31 日及び同年 12 月 28 日について、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、18 年 7 月 31 日は 11 万円、19 年 1 月 17 日は 30 万円、同年 7 月 31 日は 33 万円、同年 12 月 28 日は 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月1日から同年12月1日まで

- ② 平成 18 年 7 月 31 日
- ③ 平成19年1月17日
- ④ 平成19年7月31日
- ⑤ 平成 19 年 12 月 28 日

私は、平成10年3月26日から20年5月20日までA社で勤務していた。年金事務所から同僚の賞与の記録が訂正されたという書類が届いたので、資料を探したところ、申立期間③から⑤までに係る賞与支給明細書が見付かった。同社に19年分の資料があると聞いたので、申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間①の標準報酬月額についても併せて調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 19 年4月から同年7月までの標準報酬月額については、A社が提出した平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる給与支給総額から、34 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成 19 年4月から同年7月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時) に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから 行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年1月から同年3月までの期間及び同年8月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額について、上記の所得税源泉徴収簿から確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②から⑤までについて、A社の回答及びB市が発行した平成 18 年分の住民税課税状況回答書から、申立人は、申立期間②においてそ の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控 除されていたことが認められ、申立人が所持する賞与支給明細書から、申 立人は、申立期間③から⑤までにおいてその主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書及び住民税課税状況回答書から確認又は推認できる賞与支給総額又は保険料控除額から、申立期間②は11万円、申立期間③は30万円、申立期間④は33万円、申立期間⑤は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②から⑤までに係る厚生年金保険料を

納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 35 年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで 私は、昭和27年4月から平成元年3月まで継続してA社に勤務して いたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保 険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社提出の人事記録及び同僚が所持する職員名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和35年5月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難い上、異動した同僚 20 名全員について被保険者期間に欠落が見られることから、事業主が同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和 45 年 11 月 15 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで 私は、昭和42年5月2日にA社へ入社し、58年9月20日まで勤務 していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。 調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 43 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、同年3 月の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和 45 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 4 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

② 昭和 45 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人はA社B支店において、昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社C営業所の新規適用日である同年 4 月 1 日に同社C営業所の被保険者資格を取得しており、当該期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社が保管している申立人に係る

社員カード、従業員名簿及び申立人の供述から、申立人が当該期間及びその前の期間において、同社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に当該期間においてA社C営業所に継続して勤務していた複数の同僚は、同社C営業所の新規適用日である昭和 43 年4月1日に被保険者資格を取得するまで同社B支店に係る被保険者となっており、被保険者期間に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、上記社員カード及び従業員 名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社から同社D営 業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日にA社D営業所に異動したと述べている同僚の記録から、昭和45年11月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 45 年9月の社会保険事務所の記録から、4万 8,000 円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8259

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は30万円に、同年12月17日は33万円に、16年8月10日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日

② 平成 15 年 12 月 17 日

③ 平成16年8月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は30万円、申立期間②は33万円、申立期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、納付したと述べているが、これを確認でき る資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立 期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所(当時)に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から52年12月まで

私は、結婚を契機に国民年金に加入しようと思って、入籍後の昭和52年頃に区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたところ、区役所の職員から、「20歳まで遡って国民年金保険料を納付した方が、満額の年金が受給できるので得です。」と勧められたので、後日、区役所で夫婦二人分の20歳からの保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に入籍日以後の昭和52年頃に、夫婦で一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれ20歳まで遡って国民年金保険料を一括して納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、55年3月に行われたものと推認でき、申立内容とは相違するものの、その時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料は、第3回特例納付等により納付することが可能な期間ではある。しかし、申立人が述べている、その際に夫婦二人分の保険料として一括して納付したとする金額は、実際に当該期間の保険料を第3回特例納付等により納付した場合の金額と大きく乖離している。

また、国民年金被保険者台帳では、昭和53年1月から55年3月までの期間について、国民年金保険料が過年度納付によって納付済みとなっており、国民年金被保険者収滞納一覧表等から、申立期間の保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡はうかがえず、上記の資料等の納付記録に不自然な点は見当たらないことから、行政側に不適切な事務処理があったとも考え

にくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年4月まで

私の国民年金の加入手続については誰が行ったか分からないが、私の母親は、20歳から加入していた私の年金手帳を所持していた。

昭和63年5月に結婚後、私の夫が、当時勤めていた会社に私の第3号被保険者資格の届出を行い、その会社から母が所持していた年金手帳とは別の私の年金手帳を受け取ってくれ、現在、私はその年金手帳のみを所持している。

その後、私の20歳からの国民年金保険料の未納分の納付書が自宅に届いたので、夫が、私の母親が所持していた年金手帳を持って、昭和63年5月か同年6月頃に社会保険事務所(当時)で、その未納分の保険料として10万円ぐらいを納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月又は同年 6 月頃にその夫が申立人の 20 歳からの 未納分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手 帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得 日から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成 2 年 11 月又は同年 12 月と 推認できるため、その時点において、申立期間は時効で保険料を納付するこ とができない期間である。

また、申立人は、自身が現在所持する年金手帳とは別に、婚姻前にその母親が所持していたとする年金手帳により、その夫が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかが

わせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人とその夫は、その夫が昭和63年5月に当時勤めていた会社に申立人の第3号被保険者の届出を行い、申立人が現在所持している年金手帳を渡されたと述べているが、オンライン記録によると、申立人の第3号被保険者資格の届出処理日は平成3年1月8日となっていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年12月まで

私は、結婚を契機に国民年金に加入しようと思って、入籍後の昭和 52 年頃に区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたところ、区役所の職員から、「20歳まで遡って国民年金保険料を納付した方が、満額の年金が受給できるので得です。」と勧められたので、後日、区役所で夫婦二人分の20歳からの保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に入籍日以後の昭和52年頃に、夫婦で一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれ20歳まで遡って国民年金保険料を一括して納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、55年3月に行われたものと推認でき、申立内容とは相違するものの、その時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料は、第3回特例納付等により納付することが可能な期間ではある。しかし、申立人が述べている、その際に夫婦二人分の保険料として一括して納付したとする金額は、実際に当該期間の保険料を第3回特例納付等により納付した場合の金額と大きく乖離している。

また、国民年金被保険者台帳では、昭和53年1月から55年3月までの期間について、国民年金保険料が過年度納付によって納付済みとなっており、国民年金被保険者収滞納一覧表等から、申立期間の保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡はうかがえず、上記の資料等の納付記録に不自然な点は見当たらないことから、行政側に不適切な事務処理があったとも考え

にくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月及び9年1月から同年3月までの期間の国民年金保 険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成8年9月

② 平成9年1月から同年3月まで

私は、平成8年9月に会社を退職し、同年10月から9年1月まで海外留学をするに当たり、当時居住していた区の区役所で国民年金の納付について相談を行ったが、その時には国民年金の加入手続は行わず、同年同月に海外から帰国した時に、国民年金に再加入する手続を同区役所で行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、海外から帰国して1年 ぐらいたった頃、1か月当たり1万3,300円の保険料の納付書が4か月分 自宅に届いたため、コンビニエンスストアで、私が遡ってまとめて時効の 直前に納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、コンビニエンスストアで、1か月当たり1万3,300円の保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、i)コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは、平成16年2月以降に発行された納付書による納付からであること、ii)保険料が月額1万3,300円であったのは、申立期間後の平成10年度から16年度までの間であったことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付時期については、申立人の主張によれば平成 10 年 1 月以降とのことであるが、当該納付時期は、9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行

われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成3年3月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年*月に、実家のあるA市、又はその当時 居住していたB市で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、詳しい納付場所は憶えていないが、当時居住していたB市内で、私が毎年前納により納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年*月に国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料は自身で毎年前納していたと主張しているが、申立人は、その加入手続の場所や保険料の納付場所をはっきり記憶していないなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第1号被保険者の被保険者資格の取得日等から、平成3年4月又は同年5月であると推認されるため、申立内容と一致しない。

また、申立人は申立期間当時学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人が当該期間当時居住していた市の平成3年5月時点の「平成2年度国民年金収滞納一覧表」によると、申立人は平成2年4月から3年3月まで国民年金に未加入と記載されており、オンライン記録においても、同年同月以前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年4月から 58 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年3月まで

私は、私の母親が昭和53年4月頃に市役所で私の国民年金の加入手続を 行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、保険料額の記憶は無いが、私は、 保険料額分を母親に渡していたので、母親がそれを集金人に納付していた のではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和53年4月頃に、その母親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その母親が、集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿に記載された「資格取得届の受付日」から、59年3月26日と確認できることから、その時点において、当該期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

神奈川厚生年金 事案 8260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和45年12月にA社(現在は、B社) C支社に入社し、1週間から10日間程度の研修の後、同社D支店に配属され、46年3月まで E職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社でE職として勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、A社において雇用保険の被保険者となっておらず、複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において同社に勤務していたとの具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、F健康保険組合は、「保存期間経過のため、資料が無い。」と回答している。

さらに、B社は、「E職には、職員登用される前に、厚生年金保険に加入させない研修期間が、数箇月あった。」と回答しているところ、申立人と同様に、E職であった複数の同僚が、「入社から職員登用されるまでの期間の年金記録は無いが試用期間であり、当該期間において、厚生年金保険だけでなく、その他の社会保険も未加入で、保険料は控除されていなかった。」、「E職は、入社してから3、4か月勤めなければ、厚生年金保険に加入できない規則があった。」と回答している。

加えて、B社は、「申立人に係る資料は保管されていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはでき

ない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 神奈川厚生年金 事案 8261 (事案 5473 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月1日から同年7月1日まで

② 昭和43年6月21日から同年10月1日まで

③ 昭和44年7月12日から同年9月1日まで

私は、昭和 41 年 3 月 1 日に A 社に入社した。それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 7 月 1 日になっているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、前回、昭和42年7月31日から43年10月1日まで、B社に継続して勤務していたと申し立てたところ、42年7月31日から43年6月21日までの期間の記録訂正は認められたが、申立期間②についての記録訂正は認められなかった。私は同年9月30日まで継続して勤務しており、納得がいかないので、新たな資料や情報は無いが、前回認められなかった期間である申立期間②を再度審議し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

さらに、前回、昭和 44 年5月1日から同年9月1日まで、C社に継続して勤務していたと申し立てたところ、同年5月1日から同年7月12 日までの期間の記録訂正は認められたが、申立期間③についての記録訂正は認められなかった。私は同年8月 31 日まで継続して勤務しており、納得がいかないので、新たな資料や情報は無いが、前回認められなかった期間である申立期間③を再度審議し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の保険料控除に係る証言が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 4 月 6 日付け

で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料を提出すること無く、「申立期間②はB社に、申立期間③はC社にそれぞれ継続して勤務していたので、申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は申立期間①のA社における業務内容等について詳細に記憶していることから、申立期間①において、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 41 年7月1日に被保険者資格を取得している者は4名確認できるが、これらの者から申立人に係る証言を得られない上、同社は既に解散しており、当時の事業主についても、所在不明のため照会できないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和 41 年7月1日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、B社の取引先であるD社(現在は、E社)が保管していた昭和 42 年の買掛金に係る資料を提出しているが、当該資料では、申立人の保険料控除について確認することができない上、当該資料は、申立期間①の後のものである。

このほか、申立人は、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月18日から平成4年8月21日まで 私は、昭和62年10月18日から平成4年8月20日までA社に勤務し ていた。入社当初の給料月額は約50万円、3年目以降は、約70万円を 受け取っていたと記憶しており、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の 報酬に比べて低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬に比べて低く記録されていると主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない上、申立期間当時、同社の総務及び経理事務を担当していた元取締役は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社は、平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の申立人の保険料控除について確認することができない上、申立人も、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、遡及訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8263

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月16日から42年3月26日まで

② 昭和 42 年 4 月 17 日から 44 年 9 月 1 日まで

年金事務所の回答によると、A社及びB社に勤務した期間について、 脱退手当金を支給した記録になっている。

B社は、結婚のために退職したが、脱退手当金を請求したことも受給 したことも記憶に無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間 41 か月を計算の基礎とした申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 44年 12月 22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、B社に勤務した期間のうち、同社がC厚生年金基金に加入した時点の昭和 44 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで、同厚生年金基金に加入し、企業年金連合会から当該期間の老齢年金を受給していることを申立ての根拠の一つとしているところ、企業年金連合会は、「厚生年金保険の脱退に伴う厚生年金基金の中途脱退者について、連合会規約では厚生年金基金の老齢年金の支給停止の規約を設けておらず、厚生年金保険の脱退手当金が支給された者に対しても、厚生年金基金の1 か月以上の加入期間があれば厚生年金基金の老齢年金は支給される。」と回答している。